# SURE 静岡大学学術リポジトリ Shizuoka University REpository

# 中国における「人肉捜索」の現状と諸問題

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2013-03-18
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 高, 広強, 中尾, 健二
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007088

# 中国における「人肉捜索」の現状と諸問題

## Status and Problems of Human Flesh Searching Engine in China

高 広強\* Kokyo KOU

中尾健二 Kenji NAKAO 静岡大学情報学部・教授 nakao@inf.shizuoka.ac.jp

**Abstract:** Human Flesh Searching Engine is a special Chinese phenomenon in the information era. Although it might be possible to be transformed into internet violence, to some extent it still plays an important role in the aspect of supervision by public opinion. Human Flesh Searching Engine is not an isolated social phenomenon. Rather, it is a holistic social issue which is closely related to ethics, law and politics. This paper will review the phenomenon of Human Flesh Searching Engine and, based on the findings, try to investigate its merits and abuses.

キーワード:カーニバル、暴力、行政監視、情報規制、世論

# 第1章 はじめに:「人肉捜索」とは

#### 1.1 「人肉捜索」と「人力検索」

「人肉捜索」ははっきりとは定義されていないが、広義のQ&A形の「人力検索」と違い、基本的に「人肉」は「人の力」で、「捜索」は「インターネット検索」を意味している。すなわち、ネチズン4が協力してあらゆる手段を駆使して炎上事件の標的になった個人・事件の真相に関するすべての情報を探索し、分析し、ネット上で公開するということである。また、人肉捜索は情報の公開に留まらず、事件の当事者を巡って、様々な攻撃も展開する。Google 中国は、提供する「人肉捜索」検索サービスのホームページで、「現代の情報技術を利用し、伝統的なネット情報捜索を関係型のネットコミュニティに変

える」とコミュニケーション機能を重視して「人 肉捜索 | を定義している。

人力検索は「不特定多数のユーザーが特定の 一人のユーザーに情報を提供」となるが、人肉 捜索が「不特定多数のユーザーが特定の一人の ユーザーの呼びかけに応じて、標的になった人・ 事件の情報を捜索し、ネットで公開」となって いる。

一つの例を挙げて説明する。

2008年の4月9日、北京オリンピックの 聖火リレーがサンフランシスコを通過した 日、チベット支持の学生と中国人留学生の 睨み合いを仲裁したアメリカのデューク大 学の留学生の王千源は、ネット上で「チベッ ト独立支持派」として「売国奴」と呼ばれ、 「人肉捜索」の標的とされた。その翌日、

<sup>\* 2012</sup>年3月静岡大学大学院情報学研究科修士課程修了

デューク大学中国学生学者聯誼会のウェブ サイトには、王の写真、電話番号、身分証 の番号、中国の実家の住所などの個人情報 が掲載され、「帰国したらおまえの死体を 細切れにする」などの脅迫メールも送られ てきて、中国の実家の門前に糞が撒かれる 写真も掲載されていた。出身の高校でも王 を批評する集会が開かれ、彼女の卒業資格 さえ取り消された。事態の厳しさを注視し た警察は王さんを保護下に置いた。

4月17日、中国中央電視台のホームページは「最も醜い留学生」と題する報道を掲載、王さんの写真とビデオを載せた。彼女の写真は中国国内の各大手インターネットサイトに転載され、多くは顔に「売国奴」と書かれていた。5

これは、本論で考察する人肉捜索事件の典型 的な実例である。その定義は統一されていない が、決して単純な情報の検索方式だけではなく、 情報化社会に進んでいる中国が生み出した「中 国特有」の、ひとつの社会現象である。

#### 1.2 「人肉捜索」の出来事・種類

「人肉捜索」が初めて登場したのは 2001 年であるが、注目されるようになったのは 2006 年からであり、今までの 10 年で、数多くの大きな影響を及ぼす事件が起こった。特に 2006 年から「人肉捜索」の影響は益々強くなり、倫理・法律・政治・文化といった様々の面に強い影響を及ぼした。世界中のメディアが注目するほどの周知の社会現象となったのである。

#### 1.2.1 出来事

一連の人肉捜索事件は https://docs.google.com/file/d/0B9wAIxR3agMKdmZzRm9WVG1ERFE/edit に掲載する。

#### 1.2.2 種類

2001 年から 2011 年までの十年間に起こった

影響力のある人肉捜索事件を纏めて分類すると すれば、以下の四種類になる。

- ・ 娯楽事件:ネチズンがインターネットで 事件の当事者を揶揄したり、諷刺したり する事件であり、高い娯楽性を有するの がこの種類の人肉捜索事件の特徴であ る。ただし、出来事が少なく、影響力も 低いので、本論では、この種類の人肉捜 索事件を検討しないこととする。
- ・ 倫理違反者への糾弾: 2006年から 2008年の上半期まで、社会倫理に関わり、「暴力」にまで発展した人肉捜索事件が急増した。訴訟になったケースもあった。また、中国国内で盛り上がったばかりではなく、アメリカ、日本のマスコミも報道するほど周知の、一種「中国特有」のインターネット現象になった。暴力はサイバー空間から現実生活にまで及び、大規模な暴力事件になったケースもある。本論の第三章でこの種類の人肉捜索を論じる。
- ・ 行政の監視: 2008 年の下半期から、人 肉捜索が一転して「公共事件」に関心を 持つようになった。汚職役人を摘発し、 権力側からの情報に抵抗して公的な事 件の真相を究明するといった「公共性」 に富むことが、この類の人肉捜索事件 の特徴である。「最強の反腐敗利器」と 礼賛された人肉捜索によって失脚した 問題役人が次々と出てきたことにとも なって、地方政府も個人情報を保護する 名目で法規を制定し、人肉捜索を制限し はじめようとした。これについては本論 の第四章で検討する。
- ・ 救助、援助、行方不明者の捜索:2009 年5月12日の四川大震災後、行方不明 者の数が急増した緊急事態に対して、中 国各大手のポータルサイトはほぼ同時 に、迅速に「尋ね人」サービスを提供す

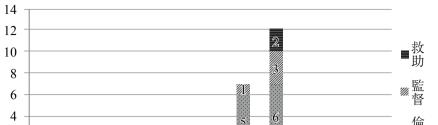
る。そのサービスの働きの核心は人肉捜索・人力検索である。ただし、人力検索と結合して利用される形になり、具体的な影響力のある事件はないので、本論ではこの類も検討しないこととする。

娯楽事件と倫理違反者への糾弾に関する出来 事は主に「私的」な事件が中心で、人肉捜索に よる行政の監視と救助のほうは「公的」色彩に 富んでいる。「私・公」こそは「両刃の剣」と 呼ばれる人肉捜索の「両刃」である。私的な領域で、法律の代わりに「倫理・道徳の裁判官」の役を演じて、事件の当事者を専横に「裁く」のは日常茶飯事である。一方、公的な領域で、人肉捜索は役人の頭上に吊られているダモクレスの剣で、彼らを震え上がらせる強力な武器でもある。

2001 年から 2011 年まで起こった人肉捜索事件は数多いので、本論では、影響力のある事件だけを扱う。人肉捜索の出来事の年表を作成し

#### 人肉捜索の出来事年表

時	間	事 件	種類	件数	暴力性	公共事件
2001年		陳 自瑶	娯楽	1		
2006年	2 月	猫虐待	倫理	3	0	
	4 月	銅須門	倫理		0	
	8月	ビキニカンフー少女	倫理			
2007年	4月	銭 軍による傷害事件	倫理	7	0	
	5 月	海芸学生による教師侮辱事件	倫理			
	7月	史上最悪の継母	倫理		0	
	10 月	華南虎	監督			0
	11月	3377 事件	倫理			
	12 月	張 殊凡:「很黄很暴力」	娯楽			
	12 月	死亡ブログ	倫理		0	
2008年	3 月	香水門	倫理	12		
	3 月	パウロ国際高価頭	倫理			
	4月	王 千源	倫理		0	
	4月	蘭 董お姉さん	娯楽			
	5 月	張雅	倫理		0	
	5 月	地震後の人探し	救助			0
	5 月	范 暁華	監督		0	
	5 月	Die 豹	倫理		0	
	9月	オリンピックチャンピオンの父親探し	救助			
	10 月	周 春梅	倫理		0	
	10 月	林 嘉祥	監督			0
	12 月	周 久耕	監督			0
2009年	1月	躱猫猫 (隠れん坊)	監督	2		0
	5 月	欺実馬(70マイル)	監督			0
2010年	10 月	僕の親父は李 鋼だ	監督	1		0
2011年	6月	郭 美美と中国赤十字会	監督	2		0
	9月	少将(李 双江)の子による傷害事件	監督			0
総 計			28			



年別各類人肉捜索事件数の推移

た。そのうち、「娯楽」は娯楽性の高い人肉捜索事件、「倫理」は倫理違反者を糾弾・攻撃する人肉捜索事件、「監督」は行政の監視・汚職役人の摘発に関する人肉捜索事件、「救助」は救助・援助・行方不明者の捜索などの人肉捜索事件という意味である。(「銅須門」と「香水門」の「門」という言葉は、中国語でスキャンダル性の強い事件によく使われ、米国のウォーターゲート事件(水門事件)が発端である。事件の名前の和訳は、主に直訳にする。)

2

2006年から2008年まで、人肉捜索事件の数が激増し、2008年にピークに達し、その後、急減したという趨勢が見られる。2008年まで、倫理に関わる事件が圧倒的に多いが、その後、ゼロにまで減少した。これに対して、2009年以降おこった人肉捜索事件全ては行政の監督に関する公共事件である。

2008年の出来事の数はその前の2001、2006と2007年の総和より多く、その次の3年の数を遥かに上回る。原因を追及すると、現実社会にあるだろう。2008年初頭の大雪害、3月のチベット騒乱、5月の四川大震災、8月のオリンピック、その後におきたミルクの問題、これら全ては中国人の神経を敏感にさせた事件である。2008年の出来事を分類すれば、地震関連の事件4件、オリンピック関連が2件、両者で全体の五割を占める。

2001 年マイクロソフトの CM 俳優である陳 自瑤事件は人肉捜索の初めての事例と公認され た。2006年の猫虐待と銅須門事件から、人肉 捜索の影響力はますます拡大し、中国特有のイ ンターネット現象の一つとなった。自覚的、意 図的に人肉捜索を利用して問題を解決するのが その特徴で、しかも、関連する人肉捜索サービ スを提供するウェブサイトも相次いで出現し た。人肉捜索が燃え上がったことによって、参 加するネチズンの数が増え、影響力もサイバー 空間から現実社会に拡大した。それと同時に、 人肉捜索が多数者による暴力行為に転化してし まった。2008年、人肉捜索数も影響力も、ピー クに達した。2008年上半期以前、人肉捜索は 娯楽と私的な倫理道徳事件に関心を持っていた が、その後、地震(四川大震災)の行方不明者 探し、行政監視・汚職役人の摘発などの公共事 件に注意を払ってきた。2010年から、ミニブ ログが中国を風靡するにつれ、人肉捜索の起こ る場は電子掲示板からミニブログに移行した。

# 第2章 「人肉捜索」拡大の社会背景 とその特徴

人肉捜索はけっして中国独占のものではない。日本<sup>6</sup>、韓国<sup>7</sup>、米国<sup>8</sup> などの国にも、本論で検討する人肉捜索に似た事件があったが、しっかり根付かなかった。それに対して、中国

では人肉捜索が横行しているといっても過言で はない。では、なぜ人肉捜索は中国社会に蔓延 しているのか。

#### 2.1 社会背景

#### 2.1.1 社会転形期における急変

今日、中国社会は転形期に進んでいる。すな わち、伝統的な農業経済・計画経済から現代的 産業・自由経済への市場経済化、専制から民主 主義への政治の民主化、閉鎖的な文化から開放 的な文化への文化多元化の過程である。この社 会変革は中国人の生活形式、社会心理、価値観 などに全面的、また深刻な影響を及ぼした。激 しい変化から生じた不安は今日の中国社会の最 も重要な特徴である。失われつつある伝統倫理 の規範的力が現実の変化に適応できない中国に おいては、倫理・道徳の最低ラインを突破した 行為がしばしば出てくる。人肉捜索がよく倫 理・道徳に関することに関与したことから見る と、ネチズンがよく勧善懲悪を目的としている のは、伝統的倫理・道徳体系の崩壊への抵抗、 未形成の新たな規範への期待なのではないだろ うか。人肉捜索は崩れる危険に瀕している倫理 秩序を回復・再建する重責を負って、高く期待 され登場することになった。一方、自分を正義 の化身だと思い込んで、あくまでも人肉捜索の 標的を糾弾したり、情報を暴いたり、当事者を 攻撃すると呼びかけたりすることに熱中してい るネチズンも多くありそうで、現実世界に暴力 的攻撃を及ぼした事例もあった。

#### 2.1.2 中国ネチズンの低年齢化

CNNIC (中国インターネット情報センター)が2012年1月に発表した「2011年中国インターネット発展状況統計報告」。によると、2011年12月31日まで、中国のネチズンの数が5.13億人に昇ったことがわかる。その中で、30歳以下のネチズンの割合は依然として高く、全体の58.20%を占めている。

従って、特に人肉捜索の暴力性を考察する時、中国のネチズンが若年層に偏っていることに注目しなければならない。数多くの出来事においては、理性と社会経験の欠如による強い攻撃欲の問題も見出せる。ただし、巨大な破壊力を持つと同時に、若者中心の人肉捜索が莫大な激情と創造力に富んでいることも無視できない。時間に余裕のある若いネチズンは、中国における人肉捜索の発展に拍車をかけた第一の原動力だと考える。これも人肉捜索が毀誉相半ばとされる重要な原因の一つである。

## 2.1.3 インターネットの匿名性と関連法律の 不備

インターネットの匿名性は人肉捜索を育てる 温床の一つとなるようである。その「匿名性」 はネチズンが現実社会の様々な規制からバー チャル空間で自由に行動できるようになる「懸 け橋一であり、自我を脱し、エスを解放できる 技術的な保障である。人肉捜索を発動して、標 的を袋叩きにすることも、その技術によって保 障されている。しかも、参与者が多ければ多い ほど、負うべき責任が分散されている。無責任 に近いともいえるであろう。集計した人肉捜索 事件を整理すれば、法律的な責任を追求された ネチズンは一人しかいなかったという事実が判 明した。ただし、罰金に処せられたそのネチズ ンは、自殺者の元の恋人だということが判明す れば、笑うしかないであろう。匿名であるイン ターネット環境は強い暗示性と誘導性を具備す るので、ネットの言論秩序を維持するため、最 初の「割れたガラス」を迅速に修理しなければ、 一層深刻な問題になるかもしれない。

倫理に関する人肉捜索事件全体を見渡すと、 人肉捜索の暴力問題の核心は個人情報・プライ バシーを最低ラインなしに暴くことである。情 報化社会に急速に進んでいる中国においては、 個人情報保護に関する法律を制定することは焦 眉の問題である。 中国では、「個人情報保護法(専門家提案)及び立法研究報告」は2006年に公表されたが、現在のところ、個人情報保護法の正式な立法手続きはまだ開始されていない。しかも、2008年に公布された第11期中国全国人民代表大会の会期内(2008年3月から2013年2月まで)の立法計画には、個人情報保護法案は立法予定のプロジェクトとして明記されていない<sup>10</sup>。

個人情報保護に関する法律がないため、人 肉捜索の第一号起訴案件である「死亡ブログー は「被告が原告に対してプライバシーと名誉権 を侵害した | という判決に終わらざるをえな かった。また、それがないため、ウェブサイト が、インターネット利用者が書き込む不適切な 内容を監視する義務の有無及び負うべき責任の 程度等のことも判定できない。これが人気と利 益を得るため、おおっぴらに法律に違反してま で、当事者の個人情報を公開するウェブサイト がしばしばでてくる理由であろう。「死亡ブロ グ | 事件で、当事者の個人情報とプライバシー を公開した「大旗網」という大手のウェブサイ トは僅か4万円程度の罰金に処せられただけで ある。個人情報の取扱義務、法的責任などを明 確にする法律があれば、ある程度人肉捜索の濫 用を抑制できるではないかと考える。

#### 2.2 特徴

#### 2.2.1 カーニバル

中国のインターネットの特徴を一言でまとめると、「カーニバル」になるのではないか。同様に人肉捜索の特徴を一つのキーワードに概括していえば、「カーニバル」といえるであろう。空間的な制限なしの人肉捜索の舞台であるインターネットに現れる人肉捜索の参加者の振る舞いは、濃厚なカーニバル的色彩に満ち溢れている。現実社会の規制から離れ、匿名性を持つバーチャルなインターネットは、カーニバルを行う絶好の舞台となる。そこで、抑圧された感情を

わがままに吐き出せるようになる。バフチンの カーニバル理論を人肉捜索の異常な生命力と魅力に適用すると、バーチャルリアリティの面白 さを感じながら現実社会の規制に対する反発を 表現する人肉捜索参加者の心理を理解できるようになる。

人肉捜索の参与者全員が主役である。カーニ バルとはフットライトもなければ、役者と観客 の区別もない見せ物である。カーニバルは観賞 するものでもないし、厳密に言って演ずるもの でさえなく、生きられるものである。現実社 会の秩序や法的制限などはインターネットにほ とんど存在しないので、人肉捜索の参与者が集 まって当事者を諷刺したり非難したりすること のカーニバル性は一目瞭然である。人肉捜索の 参与者の中で現実社会で当事者を非難・攻撃す る人は実際に少なく、当事者へのインターネッ ト「指名手配令」に応え、事件全体を盛り上げ る者がその多数を占める。しかも、事件がクラ イマックスに達する時、事件の当事者・当事者 の親友などを偽装して、ネチズンと対話する人 もいる(このような事例もいくつかあった)。「銅 須門」という事件(第三章に論述)をはじめ、 いくつかの人肉捜索事件において、事件の真実 性を気にかけるより、参与者は「指名手配令 | に応えて参加するほうに熱中している。事件に 「出席 | することが「事件 | そのものより意味 があるのである。

人肉捜索の検索過程はカーニバル的なもので、通常の軌道を逸脱したものである。生の仕組みと秩序を規定している法や禁止や制限は、カーニバルのときには廃止される。何よりもまず取り払われるのは社会のヒエラルヒー構造と、それにまつわる恐怖・恭順・崇敬・作法などといった形式である12。自由で無遠慮な人間同士の接触、常軌の逸脱、ちぐはぐな組み合わせ、卑俗化というのはカーニバルに特有な四つのカテゴリーである。カーニバルという概念の下に人肉捜索を置いて解釈してみれば、驚くほど合致するのである。インターネットは現実

社会で堅固なヒエラルヒーによって隔てられている人々に自由で無遠慮な接触環境を提供し、「人間の相関関係の新しい様態」を作り出した。人間の振る舞い、身振り、言葉は、外部世界でそれらを丸ごと規定していたあらゆるヒエラルヒー的与件(階層、地位、年齢、財産)の支配を脱し、常軌を逸した場違いなものとなる。。また、汚職役人の摘発などの種類の人肉捜索事件は、一つ顕著な特徴を備えている。それは卑俗化である。権力の格下げは、大地や肉体の奔放な力と結びついたカーニバル流の卑猥やパロディーによって行われる14。現実に絶対で厳粛かつ不可侵な役人が一旦人肉捜索の標的になったら、完全に道化として取り扱われることになるのである。

#### 2.2.2 発動初期の沈黙の螺旋効果

人肉捜索事件における世論は沈黙の螺旋のよ うな世論であり、沈黙の螺旋理論が、人肉捜索 が発動される初期にどんなふうに多数意見が形 成されたかを示す。人肉捜索は暴力に転化しや すいとネチズンはわかっているので、多数派と 対立する人はほとんどいない。また、人肉捜索 の出来事全体を見渡せば、多数派に異議を唱え る人が極めて少ないことがわかる。孤立への恐 怖という動機がはっきりと見える。*個人は「自* 分の持つ意見が果たして世間の「多数意見」と 同じかどうか/と気をもみ、自分だけが孤立す ることを恐れ、自分の意見に対する世間の反応、 または世間から予想される反応を強く意識する ことが、世論形成に極めて大きな役割を果たす ことがある……多数派の「声」が増大する結果、 意見の事実上の分布は、ますます支配的な意見、 増大中の意見へと歪められることになる。この ことがさらに多数派の声の増大と少数派の沈黙 を促す。多数派意見支持の方向への「沈黙の螺 旋/現象が生じる15。

「銅須門」という典型的な人肉捜索暴力事件では、異見を立てた人は全く現れなかった。ネ チズンの過激な行為を批判した中国中央テレビ 放送局さえも激しく攻撃され、沈黙せざるをえ なかったのである。

#### 2.2.3 集団の分極化

沈黙の螺旋効果により、人肉捜索における「集 団分極化 | が起こりやすくなる。また、ウェブ サイトが人気と利益のため、故意に暗示性と誘 導性の高いテーマ (タイトル) をつけてネチズ ンを特定の方向へ導くのも分極化の推力の一つ だと考えられる。群衆の中に存在する傾向が相 互作用により強まる。グループで議論をすれば、 メンバーはもともとの方向の延長線上にある極 端な立場へとシフトする可能性が大きい<sup>16</sup>。多 くのネチズンが集まる時、「群衆心理」が強く 現れる。 異質的なものが同質的なものの中に 埋没してしまう。無意識的性質が支配的にな る<sup>17</sup>。特に圧倒的な多数の若者が一人の目標を 攻撃する時、一種不可抗的な力を感じるように なり、全員がその巨大な流れに押されるように なってしまう。群衆の呼びかけに感染し、暗示 され、匿名のインターネット環境の下、個人を 抑制する責任感が段々と消えるのである。

# 第3章 「人肉捜索」の暴力性

2006年から2008年の上半期まで、倫理に関わり、「暴力」にまで発展した人肉捜索事件が急増した。人肉捜索の暴力の問題が公衆の視野に入り、よく議論され、国内外からの批評も招いた。人民日報は人肉捜索に代表されるネット世論の暴力性を1)道徳の名の下に当事者を裁く、2)当事者の個人情報を公開し、群衆を煽動し暴力的言語で当事者を袋叩きにする、3)実際に当事者を酷く傷害するという三つの特徴にまとめて批評した<sup>18</sup>。

#### 3.1 2008 年までの暴力事件の増加

2006年4月に起こった「銅須門」事件から、 人肉捜索の暴力性が注目され始め、国外のマス コミもその暴力問題を報道したほどのことに なった。2007年の12月に起こった「死亡ブログ」事件はその暴力性の里程標になり、2008年には抑えられない状態に入った。2006年から2008年までに起こった暴力傾向の強い人肉捜索事件は10件で、全体の45%を占める。その暴力は当事者に精神的に耐えがたいストレスを与えるばかりではなく、日常生活にまで深刻な被害を及ぼした。会社から解雇された当事者もいるし、休学せざるをえなかった人もいるし、ネット上で暴かれた個人情報によって殺された当事者さえいた。この種類の人肉捜索事件は、以下の三つの特徴を有する。

- 人肉捜索の参加者は倫理重視・法律軽視の傾向が強い。
- 当事者に対する攻撃はサイバー空間から現実生活にいたるまで大規模化
- ・ 被害者の拡大(事件の当事者の親友なども巻き込まれる)

「銅須門」という出来事があった。

2006年4月12日、「鋒刃透骨寒」という ネチズンの男性が、中国国内のある大手 のBBSで「WOW<sup>19</sup>のあるゲームギルドの 会長である「銅須」はゲームギルド内部の パーティが行われた時、僕の妻と不倫をし た……」という文章を書き込んで、彼らの チャットの記録も部分公開した。

その行為を糾弾するために、ネチズンは「惩前毖后、治病救人、挽救崩溃的希望、为日益轻佻、浮躁、混乱和扭曲的当下、提供一些治疗和拯救的经验惩」<sup>60</sup>のため、ネット指名手配令を下した。この呼びかけに共鳴して、「キーボードで銅須の頭を切って、生け贄として被害者に捧げよう」というスローガンを叫びながら、人肉搜索を発動した熱狂的ネチズンが多くいたのである。わずか1日後、この事件は「銅須門」と名付けられ、大きな話題になった。その後、人肉搜索の的とされた銅須本人、また、銅

須の家族、友人に関するあらゆる情報が公 開された。そしてネット上と現実世界両方 において、銅須を攻撃すると呼びかけた。 4月18日、銅須はメディアを通じてその 事件を否定した。その翌日の19日、「鋒刃 透骨寒 / は自分が12日BBSに書いたレス は嘘だと発表し、事件が劇的に変わった。 この事件の経過は一層錯綜する状態になっ たが、銅須に対する非難が依然として長く 続いた。6月2日、中国中央放送局(CCTV) の番組で銅須はこの事件を再び否定し、自 分と親友が受けている非難を公にした。 CCTVは「無責任な非難そのものが非難さ れるべき / というふうにネチズンを譴責し たが、「主流の価値観を代表する CCTV は 人妻と私通することを支持 / とネチズンか ら反駁された。

この事件は月日が経つに従って、うやむやに終わった。

これが当時中国で盛り上がった真相不明、結果なし、「銅須門」と名付けられた事件である。この事件が「銅須門」と命名された時点から、バーチャル攻撃も始まった。最初、数え切れないWOWのゲームプレヤーが「守望慰問団」というギルドを設立して、銅須の「守望者」ギルトにデモを行って、ゲームの中で銅須を侮辱したり罵ったりしていた。サーバーも麻痺状態に陥った。その後、銅須と親友の個人情報がインターネットに晒された。これによって、「悪口をはじめ、恐喝などの電話とメッセージが一日何百通も殺到し、自分も学校の一部の生徒から変な視線を向けられ、就職活動も全然進められないようなことになった」と銅須は語った。

朱 大可という中国で有名な評論家は「銅須門」について、「インターネットが私達に与えた最大の困惑は善悪二重性格ということ……小人物を包囲討伐して道徳とゲームのカーニバルを倦まずに追求するのはネット民主の岐路であり、中国のネチズンが反省すべき重大な起点で

もある」と述べた $^{21}$ 。また、ニューヨーク・タイムズも中国のネチズンを「ネット暴民」と呼び、その過激な行為を批評した $^{22}$ 。

「銅須門」事件から、人肉捜索の暴力の問題 が一層深刻になった。人肉捜索第一号起訴案件 と呼ばれる「死亡ブログ」という事件もある。

北京市に住む一人の女性が夫の王氏の不倫に気付き、その不倫について自分の MSN SPACE に最後の「死亡ブログ」として書きこんだ後、07年12月29日に自宅マンションビルの24階から飛び降り、自殺した。

この自殺事件が発生した後、すぐにこの死 亡ブログが発見され多数のアクセスがあっ た。さらに、このブログが大手の各掲示板 に転載されたことで、社会への周知が急速 に広がった。その結果、わずか数日間で、 女性の夫に関するすべての個人情報だけで なく、両親の住所と電話番号、不倫相手の 女性との写真もインターネット上で公開さ れることになった。

これらの情報の公開により、王氏の自宅、会社、両親の住宅までもが非難の電話などで大騒ぎになった。また、激しい社会世論による圧力で、王氏の会社は彼を停職にせざるをえなくなり、彼は新しい仕事を探すこともできなかった。また、自宅の周りに常に多くの見知らぬ人たちが集まってきて、彼は自宅から出る勇気さえも失うことになった。自宅の玄関にも恐喝のスローがンが書かれた。こうした批評・非難を受け、通常の生活が維持できなくなったのである。

王氏は「プライバシーの侵害」と「名誉毀損」で、自分の情報と写真を流した掲示板サイトと、初めて「死亡ブログ」を転載した人を提訴した。度重なる審理を経て、北京市朝陽区高級人民裁判所はついに 08 年12月18日、被告が原告に対してプライバ

シーと名誉権を侵害したと判断した。23

悪質な人肉捜索を抑制できるのは法律しかなさそうである。この事件で、北京市朝陽区高級人民裁判所より次のような3つの課題が検討された。1)一般大衆の個人情報の公開とプライバシー侵害との間の適切なバランス、2)ネットサイト・掲示板サイトが、インターネット利用者が書き込む不適切なコメントを監視する義務の有無及び負うべき責任の程度、3)道徳的批判とプライバシー保護のバランス<sup>24</sup>。この判決は熱狂的になった人肉捜索の暴力性を抑止する初めての試みで、今後の類似した事件の解決に一石を投じる大きな意味があった。

また、2008年10月、個人情報が暴かれたことによって、女子大生が殺されるという悲惨な事件もあった。

インターネットチャットがきっかけで周春 梅と林明が交際をはじめた。だが、周さん は大学入学直前、携帯電話番号もチャット のアドレスも変え、連絡を絶った。男性は BBSに「彼女の家庭は貧しく、仕事を掛け持ちして学校にやったが、大学に入ると 裏切った。私は白雪病。死ぬ前に一度だけ 彼女にあいたい…」等と嘘を並べ、個人情 報の提供を呼びかけた。その嘘を信じたネ チズンは人肉捜索を発動し、周春梅の携帯 電話や寮の部屋の番号、実家の住所などを 公開した。寄せられた情報によって、林は 周さんの大学に押し掛けて、88 束25 のバ ラを買って周さんと話し合った。断られた 後、周さんを果物ナイフで刺殺した。26

大学に進学して、元の恋人との関係を断つのはごく普通の個人的な問題であるが、インターネットで「史上最も不義な女子大生」と呼ばれ、誇張されて伝えられた。「この案件で、人肉捜索は共犯者だ」と裁判官が語った。「かわいそうな人を助けていると思い込んで、結局共犯者

になってしまった。周さんの死に深くお詫び申し上げる。我々は懺悔しなければならない。人肉捜索が下心のある人に利用され、報復の道具として悪用された」と一人の参与者がネットにそう書き込んだ。事件後、ネット上では周氏の個人情報に関するレスがすぐになくなり、完全に削除された。「ネチズンも、ウェブサイトも許されない誤りを犯したと意識したのでしょう」と周氏の友人が話した。

以上の例から考えれば、人肉捜索の暴力は人 肉捜索の一種の濫用であり、バーチャル空間で の言語による攻撃と当事者の個人情報が公開さ れることによって現実社会に展開される様々な 攻撃という二つ攻撃の形を持っている。攻撃を 受けた人肉捜索の当事者はほとんど「法律に違 反した」のではないことから考察すると、ネチ ズンの「理性欠如」の特徴が歴然としている。 この「理性欠如」は単に個人が過激化しやすい ことに現れるだけではなく、煽動的な呼びかけ でほかのネチズンを参与させるように惑わすこ とにも反映している。倫理道徳の最高点に立っ て、正義の名目で当事者を罵ったり誹謗した り、現実の生活にまで影響を与えたりするのは 「ネット暴民」あるいは「多数派の専制」にほ かならない。

#### 3.2 ネチズンの構成から見た暴力

インターネットにおけるバーチャル社会は現 実社会から孤立するものでなく、現実社会の投 影である。人肉捜索の暴力行為はサイバー空間 を巡って展開しているが、問題の根源はサイ バー空間にあるわけではなく、現実社会にある と筆者は考えている。

統計<sup>27</sup> により、2011 年 12 月まで、中国のインターネットユーザーは 5.13 億人に増え、その内、30 歳以下のネチズンが 58.2% を占め、月収 3000 元 (4 万円) 以上のネチズンは 22.3% しかなく、また、総数の 30.2% は学生・生徒で、その内大学 (短期大学を含め) と大学以上の学歴を持っているネチズンは 22.4% しか占めて

いないということがわかった。

これらのデータは理性が未熟で情緒的、周囲の人の行動に感染しやすく、過激な行動に走りやすい(低年齢、低学歴)、社会人経験をあまり持たず、恵まれた職についていない(低収入)といったことを意味している。これらのことは今日中国のネチズンが攻撃性を強く表す原因であるが、中国の市民社会の成熟、経済の成長に伴い、この問題は自然に解決されるかもしれない。これは2008年以降の出来事の量と質からも見ることができる。

人肉捜索の暴力を強度順で並べれば、次の面 白いことがわかる。倫理的、私的な個人生活に 関われば関わるほど、人肉捜索の暴力性が強く 現れる。特に、男女関係に関する事件に人肉捜 索はよく興味を持つ。人肉捜索事件において、 暴力は倫理の共生体だとも言える。「銅須門」「死 亡ブログ」などの事例はそのものだ。法律問題 にならない私的な事をネットで無限に悪意に拡 大し、当事者を「裁く」ようにするのは、ネチ ズンが標榜する伝統的な倫理道徳を維持・修復 するためより、「仁道義徳」で「食人」が適切 ではないか。人肉捜索が発動されたら、制御で きなくなる。一旦制御できなくなったら、当事 者にリンチを加えることになってしまう可能性 が高い。誤解されて人肉捜索の的とされる人に とって、人肉捜索が及ぼす危険性は言うまでも ないことである。

法律で人肉捜索を規範に適合させる必要がある。「死亡プログ」の当事者の王氏が採用した 法的な「提訴」は、人肉捜索の破壊力を抑制する最も効果的な方法に違いないだろう。無論、 法律を導入しようとすれば、一般大衆を保護することを前提としなければならない。なぜなら、 第4章で、行政の監視、汚職の摘発などの公的 事件に用いられ、莫大な力を発揮する人肉捜索 に恐れ戦いた地方政府の役人が、いかに巧妙な 手段でその保護対象を曖昧にするかという問題 を検討することにするからである。

## 第4章 「人肉捜索」の機能転形

2008年は中国のインターネットとネチズン の両方にとって、意味深い一年であった。イン ターネットが個人の情報発信のプラットホーム として使われ、大きな役割を果たした一年であ る。大災害・被災者への救援報道、震災の手抜 き工事の大胆摘発、地震で亡くなった生徒の実 態調査、ミルク問題を抑えこんだ政府への難詰、 これら全てはインターネットで呼びかけられ、 現実行動に結びついた大事件であった。「市民 意識の覚醒 |、ネチズンの「理性の回帰 | と好 評するしかない。人肉捜索のほうは、2008年 以降人肉捜索事件が急減し、そのうち倫理に関 する事件がゼロに減少し、中国インターネット の発展とネチズンの市民意識の成熟に一致する ことがわかる。同様に、娯楽、倫理道徳にしつ こく絡んでいたことから公共事件に注意を払う ようになったのは人肉捜索の理性の同復ともい えるであろう。

#### 4.1 公共事件に参戦

2008年の後半から、人肉捜索が一転して「公共事件」に関心を持つようになった。汚職役人を摘発したり、権力側からの情報に抵抗して公的な事件の真相を究明したりするというような「公共性」に富むことが、この類の人肉捜索事件の特徴である。一方、各地方政府も個人情報を保護する名目で法規を制定し、人肉捜索を制限しはじめようとした。

人肉捜索で失脚した最初の人物である林嘉祥 という役人の事例を紹介する。

2008年10月29日の夜、深圳市のあるレストランで中年の男が11歳の女児をトイレに連れこみ、わいせつ行為に及んだ。事件後、女児の両親が中年の男を問い詰めたところ、彼は「やったよ。だからどうした。俺は交通運輸省から派遣された。ランクは

お前たちの市長と同じだぞ」などの暴言を はいた。だが、一部始終が映った店内の防 犯ビデオの映像がネットに流れると、その 男が広東省深圳市海事局の林嘉祥副局長と 人肉搜索によって判明した。経歴や携帯電 話番号、自動車ナンバーなどが暴かれた。 2日後に停職になり、11月3日に解任され た。<sup>28</sup>

役人の摘発に、人肉捜索が登場するとすぐに 巨大な威力を発揮したのである。また、

2008年12月、南京市江寧区元不動産管理 局局長周久耕は記者会見で不動産価格の下 落について「開発業者は慈善家じゃないだ ろう。格安で売った開発業者を処分する / などと発言。その後、机上の高級タバコ 「九五至尊」に印がつけられ、「局長は1カー トン 1500 元(約2万円)のタバコを吸っ ている!」と添え書きのある写真が掲載さ れた。ネチズンから批判が集中して、「人 肉捜索」の標的とされた。10万元(130万 円)相当というスイス製腕時計姿も流れた。 他のサイトにも転載され、「キャデラック で通勤している / 「弟は不動産業者 / 「息子 は建材業者」……と情報が飛び交った。市 規律検査委員会は調査を始め、公金による 高級タバコの購入や巨額の収賄問題で、か れは懲役11年の判決を言い渡された。29

明らかに、このボトムアップ、低リスク、高 効率な行政監視手段は「中国特有」のものであ る。パノプティコンのように監視される政府高 官は永続的に可視化され、しかもだれが監視し ているかはわからない<sup>30</sup>。人肉捜索による監視 は常時かつ不可視的なものであり、効率がよく、 現実にも強制力のあるものである。

ただし、反面から見れば、否定できない事実が一つ存在する。それは、人肉捜索は行政監視に大きな役割を果たせば果たすほど、中国の政

治の巨大な欠陥が一目で余すところなく見渡せるからである。なぜなら、「反腐敗」そのものは「国」がすべきことである。人肉捜索が勝利したと断言するより、機能しない中国の法・行政システムの崩壊と言うほうが事実に近いのではないか。

また、権力が高度に集中される専制国家である中国に、強権のもとにあるインターネット(人肉捜索)がいかに脆弱なことかは、次の人肉捜索事例からはっきりみえる。

2011年6月下旬、「赤十字商会商業マネジャー」と名乗る若い女性がミニブログで「富を誇示」したことがきっかけで人肉捜索の標的になった。「赤十字会への寄付金が横領されているのではないか」という養憤に燃えるネチズンがこの女性の全ての個人情報を検索して公開したうえ、中国赤十字会の内部の腐敗問題、強制献金と献金独占の問題、中国赤十字会と幾つかの民間企業との経済問題、中国赤十字会と幾つかの民間企業との経済問題、中国赤十字会と発うかの民間企業との錯綜する曖昧な関係が水面上に浮び上がった。その後、中国赤十字会の財務報告によると中国赤十字会への個人寄付金が激減したという。中国の赤十字会は史上最大の信頼危機にあった。

これは 2011 年 6 月下旬から 7 月 23 日の高速 鉄道事故とともに、中国のインターネットで一 番注目されていたことである。ネット上だけで なく、マスコミさえ中国赤十字会を強く非難し 続けた。しかし、赤十字会のあらゆる経済問題 が人肉捜索によって暴露されても、高まりつつ ある厳しい世論に直面しても、法律は機能しな かった。赤十字会への調査は一切なかった。巨 大な諷刺と言わざるをえない。

従って、人肉捜索によって世論による行政監視が達成できると考える際に、一つの条件に気を配らなければならない。それは「党」の統治の基盤を脅かすかどうかということである。上

の二つの例から見れば、処罰される二人の役人は中央の高官でもないし、事件は大案件でもない。彼らを処罰するのはかえって政府にとってよいことになる。これらの機会に付け込んで、政府がネット世論を重視していることをネチズンに示すことができる。のみならず世論の目をごまかす最善の方法である。一方、「党」の統治を揺るがす見込みのある事件に対して――例えば赤十字会の事件は責任者を厳しく処分すれば、「この国の最も信頼されているものも信じる価値がない」ということが露呈するようになってしまう――「党」の統治の合法性と合理性を維持して、反発をなくすことがその究極の狙いである。

このような公的な事件では、人肉捜索が提供できるのは「結果」ではなく、「過程」にすぎない。 法律が働かなければ、「結果」なしの事件になってしまうかもしれない。にもかかわらず、インターネットを陣地とする人肉捜索は一種の可能性を提供できる。比較的安全な方法で権力を監視する。この監視の効果はどうなるか、各地方政府の立法動向から一目で明らかである。

### 4.2 「人肉捜索」を制限する法規

2009年1月18日、江蘇省徐州市は「徐州市コンピューター情報システム安全保護条例」<sup>31</sup>を発表した。条例の第十八条の七により、個人の資料(情報)を勝手にインターネット上に公開してはならない、法規に違反した者は5万円以下の罰金に処するとされた。初めての「人肉捜索」を狙う法規だと思われる。しかし、この条例は数多くのネチズンとメディアから激しい疑義と反発をまねいた。

公式メディアの「人民網」が行った調査<sup>22</sup> 結果によると、63.8%のネチズンが反対し、32.4%のネチズンがその立法の動機に疑いを抱き、「人肉捜索は弊害が多くて利点が少ない」と答えた人は僅か3.7%しか占めていないという結果になった。結局、徐州市の関係者は、汚職官吏の摘発、犯罪の検挙などにはこの条例を

適用しないとコメントした。

他には、2010年5月の浙江省情報化促進条例草案と11月深セン市の深セン市個人情報保護条例(草案)も公表されたが、人肉捜索を制限する妙な条項があったので、激しく反対され、早々に撤回された。

何故「徐州市コンピューター情報システム安全保護条例」はそれほど激しい反発を招いたのか。もしこの疑問を「その条例はだれを保護するために制定されるのか」と転換したら、その答えは一日瞭然だ。

悪質な人肉捜索事件は2006-2008年に集中し、事件の当事者の身心に酷い傷害、社会にも深刻な影響を与えた。しかし、この3年間人肉捜索を食い止める法律法規は一切なかった。この時期人肉捜索の標的とされたのはほとんど普通の人間しかいなかったのだ。だが、2008年の後半期から、人肉捜索の矛先が劇的に汚職役人に向くようになった。2008年の8月、江蘇省徐州で、董峰という役人がインターネットの告発で失脚し、12月、上記の例の江蘇省南京の周久耕が人肉捜索でその職をとかれた。徐州市が2009年1月に「安全保護条例」を発布する動機は、もはや「司馬昭の心は路傍の人も皆知っている」だ。

法律法規で人肉捜索を制限するのは、決して 孤立的な立法行為ではなく、長期にわたる情報 化時代中国の情報制限の一つの産物である。こ の規制はインターネットが中国に普及し始めた 時点に備えられ、今日まで、高効率な監視カメ ラとフィルターのように、インターネットを経 由するあらゆる情報を監視し、政府に不都合な 情報を濾過する。この神秘的な監視システムを 少しでも探究しようとすれば、莫大な時間と労 力がかかるに違いない。本論では、このシステムを簡単にまとめてみたい。

### 4.3 情報化時代の中国におけるネット検閲

インターネットに対する制限が厳しい中国で は、法律(法規)の規制、人為的監視とコント ロール(数多くの「ネット警察」の設置、「五毛党」)、技術的な遮断「GFW」などパノラマのような監視システムが備えられている。この検閲システムは、主に法・自主規制・世論誘導・GFWの四つの仕組みからなっている。

#### **❖**法

中国は初めて国際インターネットに繋いだ 1994 年から今日まで、多数の法律法規を制定した。インターネットの発展に伴い、立法も推進されていった。次の3段階になる。その中で、インターネットが中国に普及し始める前夜、中国政府が二〇〇〇年に『インターネット情報サービス管理法』33、『インターネットの安全の維持に関する決定』34という二つの重要な法律を公布した。また、二〇〇五年九月に『インターネットニュース情報サービス管理規定』35が公布された。この3つの最も主要な法律に、国の安全と社会の安定のため、インターネットで流布されてはいけない事項が明記してある。要約すると、下記の内容になる。

- 憲法が定める基本原則に反するもの
- 国家の安全に危害を与えるもの、国家機 密の漏洩をするもの、国家政権を転覆さ せるもの、国家の統一を破壊するもの
- 国家、国家機関の名誉と利益を損なうもの
- 憲法・法律・行政法規の実施に反抗ある いは破壊することを煽動するもの
- 民族の恨みを煽動し民族を差別するもの、民族の団結を破壊するもの
- 国家の宗教政策を破壊するもの、邪教や 封建的な迷信を宣伝するもの
- デマを流布するもの、社会秩序を乱すも の、社会の安定を破壊するもの
- 猥褻、ポルノ、賭博、暴力、殺害、恐怖 を流布するもの、あるいは犯罪を教唆す るもの
- ・ 社会公徳と民族の優秀な文化伝統を危 害するもの

- 他人を侮辱し誹謗するもの、他人の合法 的権利を侵害するもの
- 非合法の集会、結社、デモ、大衆を集め ることを煽動し、社会の秩序を乱すもの
- 非合法の民間組織の名義で活動するも の
- 法律や行政の規定で禁止されている内容を含むもの<sup>38</sup>

むろん、憲法の解釈権の帰属と投獄された、ネットで発表された「零八憲章」の起草者の一人劉暁波のことだけを考えても、以上の法律が作られた本当の目的を十分に伺うことができる。はっきりと見えるように、インターネットが中国に普及し始めた時(2000年頃)から、それが強力な情報発信の手段となった時点(2005年前後)を経て今日まで、一貫してインターネットは中国政府によって規制されている<sup>37</sup>。

# **❖**自主規制

法律法規より、そこから生じた「自主規制」というもののほうが全ての規制のポイントである。分かりやすくいうと、「法的な処罰を避けながら、最大収益をとる」ということは「自主規制」である。

サイト運営社の自主規制の核心は検閲の「キーワードフィルタリング」にある。中国では、インターネットに文章を掲載する時、「キーワードフィルタリング」を受けることになる<sup>38</sup>。 キーワードファイルにあるキーワードをネット上に提出する時、そのキーワードが"\*\*"になったり、発表が禁止されたり、人による可否審査になったりする。

キーワードは時期によって添加されたり削除されたりしている。が、キーワードを加えるほうが圧倒的に多い。例えば、2007年、『ネット空間官民争奪 – 中国ネット監視と反監視報告二〇〇七』39というネット上に秘かに流れた中国のネット管制状況を暴露するレポートがあった。このレポートによると、北京インターネッ

ト管理事務室から各ウェブサイトへの中国第17次全国人民代表大会(2007年)に関する濾過すべきキーワードが326個あった。ウェブサイトにとって、「自主規制」は政治と経済利益のゲーム理論を実践するようなことであり、上の意志に違反しないことを基準にユーザーの敏感な発言を巧妙に処理し、そのバランスを保つことがポイントである。

#### ❖五毛党

中国では、情報の発生を制限するだけでな く、2006年以降、情報を操作する役割を担う 謎につつまれた「ネット評論員」も水面上に浮 かんだ。1つのレスを書き込むと五毛のお金を 貰えるという噂があるから、「五毛党」とネチ ズンに蔑称されている。インターネット世論を 歪曲・捏造・誘導し、政府に不都合な文章・文 章の作者を攻撃し、告発する。全国に遍在、30 万人を超えると推測され、共産党の党員が中心、 名門校の教授から普通のネチズンまで、中国イ ンターネットの隅々で活躍している。また、中 国政府に遮断される youtube、twitter、facebook などのサイトにも五毛党の跡が大量に残ってい る。他に、中国の大使館と連携して中国政府の 国際イメージをアップする国外にいる五毛党も 少なくないと言われる。

#### ❖ GFW

中国国内のネットワーク・サイバー空間は Great Firewall と呼ばれる巨大な、政府側が認めていない謎に満ちた存在に囲まれている。海外のサーバーへの全てのアクセスは GFW の検閲の下にあり、逆もまた然りである。情報化時代における中国のこのデジタル「万里の長城」は、外部の仮想敵からの侵略を防止するわけではなく、内部の国民が自由に真の情報を得ることによって生じる「党」の統治を脅かす、あらゆる可能性を扼殺することを目的として設置されている。

GFW は主に以下の面で機能すると確認されつつある。

IP ブロックキング:特定の IP アドレス

への接続を拒絶。

- DNS 汚染: DNS の解決を拒否、もしくは、 間違った IP アドレスを通知。
- URL とコンテンツフィルタリング:不 都合な文字を含む URL とウェブページ をブロックキング (コネクションリセット)。

この厳しい監視・コントロールシステムが酷く風刺されたことがあった。2011年4月から、中国の重慶にある外資企業向けの「クラウド特区」プロジェクトが着工し、これは中国最大のクラウド・データベースセンターで、国内ネットワークと完全に隔離され、検閲を一切受けずに国際インターネット回線のバックボーンに直結するという。「中国人と犬は立入禁止」のネット版とネチズンから強く反発された。

にもかかわらず、厳しく監視されていた中国のネチズンは座して死を待っているわけではない。彼らの中の多くは自分に相応しい国内のウェブサイトに安全に敏感な情報を発信する方法を捜すことができる。VPN・SSH・プロキシ・専用のソフトウェアなどを利用して、遮断されている海外のウェブサイトにアクセスするネチズンも多く現れた。

ふたたび人肉捜索に戻れば、以上のことから、 公共事件における人肉捜索は真の情報への飢え 渇きで、情報が遮断されれば遮断されるほど、 それは一層広まるということがわかる。ネチズ ンが自覚的、意図的に人肉捜索によってこの体 制の代表である役人を「人海戦術による監視シ ステム」に置くのも正常な反応である。

人肉捜索は、単純な検索に終始するのではなく、「政府筋」に対抗する広範な草の根の力であり、あるいは、世論独占を打破し、政策決定にまで影響を及ぼす新興かつ政府が制御できない"メディア"になる。中国では、表現の自由などの基本的な市民の権利が守られていない。新聞などの伝統的なメディアによる世論形成は抑えつけられている状態だ。インターネットが

普及する前、中国人の知り得るニュースは全て「官制」のものである。国営の中国中央テレビである CCTV の「新聞聯播」はその代表で、ポジティブなニュース報道を促し、ネガティブな話題を抑えるのがその特徴である。人肉捜索はネットを通じて大量の草の根ネチズンを組織し議論し、意図的に公共事件に干渉することによって世論を形成する。楽観的に言えば、若い知識人ネチズンは新興メディアを通して自ら情報を発信し、ネット上で議題設定機能を果たし、直接意見を表明し、政治的にも社会的にも発信力を持つようになる。これは「中国式インターネット民主主義」とも評価されるようになった。40

しかし、毎年沢山のネット異議人士が拘留、 懲役にされている事実から見ると、インター ネットにおける表現の自由の厳しい現状を十分 に認識しなければいけない。「人肉捜索」を発 動して汚職役人を糾弾したために投獄された人 はまだいないが、政治の動向はだれも予想でき ない。言い換えれば、人肉捜索の公共機能は役 人(政府)に対峙していることであるが、問題は、 中国では、政府と対立し始める前に、もう既に 「犯罪」となりかねないことにあるのである。

# むすびにかえて

2009 の 1 月 1 日、中国国内各大手 BBS にほ ほ同時に「人肉捜索公約 1.0Beta 版」<sup>41</sup> という雑 な文章が発表された。下記の文章である。

この公約は、ネチズンのインターネット 道徳意識を強化し、人肉捜索の本質を正し く理解させ、人肉捜索を正しい道に発展さ せて大衆に用いられることを目的とするも の。

- ・ 祖国を熱愛し、党を熱愛し、規律・法律 を守り、助け合い、インターネットの調 和を維持する
- 誠信、安全、公開、公平、公正、助け合

いの原則で人肉捜索を利用し、利他的な 知識的な人肉捜索を多用することを進 める

- インターネット道徳を基準に、他人のプ ライバシーをなるべく検索しない
- 他人のプライバシーを保護し、公共の場所で他人のプライバシーを公開しては いけない
- 前二項の規定は、"汚職・腐敗"と"勧 善懲悪"に関わる事件に適用しない
- 人肉捜索の内容(情報)を提供する人は その情報の真実性に責任を負うべき
- ・ 用語に気をつけ、悪意の人肉捜索に騒い だりそれを散布したりしてはいけない。 また、都合がよければ、当事者あるいは 相関ウェブサイトの管理者に知らせる
- 絶えず努力して人肉捜索に対する認識 を高める

人肉搜索非組織性連盟

二〇〇九年一月一日

この公約は、法規法律を守り、他人のプライバシーを保護し、悪意の人肉捜索をしないように等と提案するものであり、汚職役人の摘発の面では、人肉捜索の社会機能を肯定するものである。雑な文章で、実行性の面でも問題があるが、ネチズンが人肉捜索に歯止めをかけようとする試みであり、ネチズンの期待している倫理および関連法律にも合致するため、ネット上で広範囲な議論を招き、「ネチズン自治」「ネット市民」の意識の覚醒とまで称された。

公共的な事件に対する理性的な批判は、人肉 捜索の公共機能の成熟の標識であり、人肉捜索 の参加者も「ネット暴民」から「ネット市民」 に"変身"しつつある。人肉捜索の参加者は様々 な社会問題について、ネットを通じて発言し議 論し、世論を形成する事実から見ると、人肉捜 索による「ネット公共圏」が形成されつつある とも言える。だが、人肉捜索の参加者は身分の 同一性が高い(若者中心)ため、人肉捜索は「健

全な公共性 | を備えておらず、そこから生じた 世論を現代における「討議」と見なすことは難 しい。にもかかわらず、政治体制に組み込まれ て言論機能を喪失したマスコミに対して、人肉 捜索はインターネット空間で情報を共有し、公 共的討論を展開して世論形成をしていく。今ま で人肉捜索が公共事件領域で発揮した巨大な影 響力から考察すれば、それは「私圏」を「公共圏」 に繋ぐ可能かつ有効な手段である。成長しつつ ある市民社会は、人肉捜索に暴力から理性への 「自己救済」を促しているようにみえる。2010 年以降、ミニブログの勃興によって、インター ネットをコミュニケーションの場として議論を 展開し、自律的な世論を形成し、現実の行動に 結びつける、社会全体に大きな影響を与える バーチャル公共圏が急速に推進されている。そ れがどの程度に達したのか、政府の禁令はその 答えになろう。

2011年1月、中国共産党中央宣伝部は各マスコミに「市民社会」及びその概念を議論してはいけないという。

明らかである。政府は「市民社会」はただ概念として中国社会に存在するだけではないと気がついたのである。また、

2012 年 3 月 16 日から、中国全てのミニブログに実名制を導入。

従って、じつは人肉捜索への期待は中国インターネットへの期待、中国インターネットへの期待は健全な市民社会への期待である。こう言えるのではないか。人肉捜索は過渡的なもので、市民社会が成熟するまで存在しつづけるのではないだろうか。市民社会が成熟すると、現実社会の問題の解決に様々な理性的かつ温和な方法を提供できるようになり、人肉捜索は以上に挙げた事件を解決するための唯一の選択肢ではなくなるだろう。その時こそ人肉捜索が退出して

もよいことになるのである。

## 注

- 日本で「人肉検索」とも訳される。「human flesh search hunt」、「Chinese style internet man hunt | などと英訳されている。
- 2. 日本の「Yahoo 知恵袋」「教えて goo」「はてな」、アメリカの「ChaCha」、中国の「天涯問答」「百度知道」など。「人力検索」の中国語表記は「人工捜索」となる。中国でも、人肉捜索と広義の人力検索に関して多少の混乱も見られるようである。
- 3. インターネット検索が中心、個人の経験と 知識なども使用する検索。また、当事者の メールアカウントなどに侵入して情報を得 るケースも少なくない。
- 4. 中国では「インターネットユーザー」がよく「ネチズン」と呼ばれる。
- 事件の和訳の一部は http://www.epochtimes. jp/jp/2008/04/html/d92467.html (チベット支持の中国人留学生、同胞から恐喝・罵倒の嵐に遭う)より、編集あり。
- 6. 福岡猫虐待事件:http://ja.wikipedia.org/wiki/福岡猫虐待事件、http://kogenta-site.tripod.com/index f.shtml (取得年月:2012-01-3)
- 7. 犬糞女:http://ja.wikipedia.org/wiki/ 犬糞女 (取得年月: 2012-01-3)
- 8. Puppy-throwing Marine viral video: http://en.wikipedia.org/wiki/Puppy-throwing\_Marine\_viral video (取得年月: 2012-01-3)
- 9. CNNIC: 『2011 年中国インターネット発展 状況統計報告』、2012 年 1 月版。
- 10. 葛 虹 (2009): 中国における個人情報保護 に関する立法の動向 (一)、『広島法学』33 巻 1 号 (2009 年)、p51-52.
- 11. ミハイル・バフチン 著:望月哲男、鈴木淳 一訳『ドストエフスキーの詩学』、筑摩書房、1995年、p248.
- 12. 同上、p248-249.

- 13. 同上、p249.
- 14. 同上、p249-250.
- 15. Elisabeth Noelle Neumann 著:池田謙一、安野 智子 訳『沈黙の螺旋理論:世論形成過程の社会心理学』、ブレーン出版、1997 年、p6、p283.
- 16. Cass Sunstein 著:石川 幸憲 訳『インターネットは民主主義の敵か』、毎日新聞社、2003 年、p80.
- 17. ギュスターヴ・ル・ボン 著: 桜井 成夫 訳『群 衆心理』、講談社、1993 年、p32.
- 18. 人民日報: 2007年8月10日第16面。
- 19. 米 Blizzard Entertainment 社の開発したオンラインゲーム、中国で大人気。
- 20. 前の誤りを後の戒めとし、相手の欠点を直 してまともな人間に立ち返らせ、失われた 希望を回復し、日に日に軽佻浮薄・混乱・ 変容しつつある今日に治療と救いの経験を 提供。
- 21. 東方今報: 2006年6月8日。
- 22. Online Throngs Impose a Stern Morality in China: http://www.nytimes.com/2006/06/03/world/asia/03china.html?pagewanted=2&sq=Howard%20W.%20French%20china&st=nyt&scp=153(取得年月:2011-06-13)
- 23. 事件の和訳は『時事速報 2009 年 1 月 21 日 号 6 面』より、編集あり。インターネット「人肉捜索」による 社会的影響: http://consulting.nri.com.cn/cn/opinion/pdf/jiji\_it/ITNavi66.pdf (取得年月: 2011-06-13)
- 24. 同上
- 25. 中国のネット上、88 は [bye-bye] を意味する。 これも林氏が「故意殺人」と認定された一 つの証拠。
- 26. 事件の和訳は朝日新聞 2009 年 4 月 8 日より、編集あり。
- 27. CNNIC: 『2011 年中国インターネット発展 状況統計報告』、2012 年 1 月版。
- 28. 和訳は朝日新聞 2009 年 4 月 8 日より、編集

あり。

(受付日: 2012年9月25日)

- 29. 和訳は朝日新聞 2009 年 4 月 8 日より、編集あり。
- 30. ミシェル・フーコー 著:田村俶 訳『監獄 の誕生:監視と処罰』、新潮社、1977年、 p203.
- 31. 徐州市計算機信息系統安全保護条例 http://www.xz.gov.cn/zwgk/fggw/ dfxfg/20090201/104213177.html (取得年月: 2012-1-3)
- 32. 六成網友反対徐州"禁止人肉搜索": http://society.people.com.cn/GB/126930/8697470. html (取得年月: 2011-11-13)
- 33. 互聯網信息服務管理辦法: www.gov.cn/ zwgk/2005-06/06/content\_4424.htm(取得年月: 2011-11-13)
- 34. 関於維護互聯網安全の決定: http://www.people.com.cn/GB/channel1/10/20001229365770.html (取得年月: 2011-11-13)
- 35. 互聯網新聞信息服務管理規定: http://www.gov.cn/flfg/2005-09/29/content\_73270.htm(取得年月: 2011-11-13)
- 36. 条文の和訳の一部は『モノいう中国人』より。西本紫乃著:『モノ言う中国人』、周英社、2011年、p81-82.
- 37. 2012 年 3 月 16 日から、中国全てのミニブログに実名制を導入するという。国務院新聞弁公室は「有害情報などを管理し、社会を安定させる」とネット規制の必要性を強調した。
- 38. 一般的に、上級機関が各ウェブサイトに キーワードファイルをシステムに導入させ る。
- 39. 維権網:『ネット空間官民争奪 -- 中国ネット監視と反監視報告二○○七』、2008年。
- 40. 渡辺 浩平(編): 『中国ネット最前線—「情報統制」と「民主化」』、蒼蒼社、2011年、p25.
- 41. 人肉搜索公約 1.0Beta 版:www.douban.com/group/topic/5032183 (取得年月: 2011-11-13)